

## 第3回別海町自治推進委員会 概要

開催日時：平成25年10月31日（木）午後1時30分～午後3時30分

開催場所：別海町役場 1階 101・102会議室

出席人数：11名（欠席3名）

### <会議次第>

1 開 会 （司会 総合政策課長）

2 議 事

議題1 前回のふりかえり（報告）

議題2 資料5別海町自治基本条例の解説及び取り組み例について

議題3 町民参加の状況及び条例運用状況に関する検証について

議題4 次回以降の検討事項について

3 閉 会

### ～議事の概要～

前回の会議で出た意見を簡略に振り返り、意見を受けて新たに作成した「別海町自治基本条例の解説及び取り組み例」について説明し、委員からの質問や意見を受ける。

### （内容要旨）

#### 委員

- ・資料3（9ページ）を見るとホームページからの意見件数は「問合せ」が多く、純然たる意見は少ない様子。ホームページやメールなどに長けている人はいいが、アナログな人には難しく、なかなか口に出せない町民も多いのではないかと。
- ・審議会等は回数が多いようであり、それに就任されている委員も相当数。最終的に答申された内容等は、詳細までは難しいと思うが公開しているのか。

#### 事務局

- ・議会、教育委員会、農業委員会の議事録が全て公開されていますが、その足並みが揃ったのも1年くらい前という現状があります。審議会等の取り扱っている内容により公開・非公開が分かれますが、公開できるものについて公開が徹底されていない部分があり、それらの公開を促していくようにしなければならぬと考えています。現状として、統一した見解で全てが公開対象となっていないことをご報告しておきます。

#### 委員

- ・公開できるものは公開した方がいい。多くの町民参加の実績があるが、携わっていることが当事者にしか分からない。自治基本条例の理念は理解するが、条例によりどんなことが成されているのか、町民は漠然としているのではないかと。例えば、委員になった人を紹介する記事を広報などで目にするが、できるだけ名前等個人情報が差し支えない範囲で住民に周知しては。多くの人が関わっているので、それを知ってもらってもいいのでは。
- ・誰がどんな委員に就いているか分かれば、町民がその人に相談できることもある。
- ・全ての会議が何か結論を出すものではないと思うが、町民に関わる部分であれば、どんな話し合いがなされたという程度のものを公開しては。

## 事務局

- ・地方自治法上、「審議会」は答申機関・諮問機関として設置し、その委員は「特別職の公務員」となり個人情報だから委員の名前は出せないということにはなりません。例えば、検討会やご意見を伺う会といった報酬を伴わないものは、いろんな意見を参考にいただくものであり一住民として任意で参加しているものですので、本人の承諾がない限り載せられないこととなります。

## 委員

- ・ホームページは担当課で記事を掲載しているのか。とても丁寧に掲載しているところ、そうでないところの差がある。
- ・何かを知ろうとしたときに広報では情報が限られているためホームページを活用するが、知りたい情報が具体的な基準などの細部まで出ていない場合、担当へ聞かないと分からない。ホームページで分かるようにしてほしいと思うが、どこに相談したらいいのか分からない。

## 事務局

- ・ホームページは担当課で作成しており、出すべき情報を掲載していないのであれば所管に問題があると考えられます。どこに相談したらいいのかという部分については、行政のどこに相談したとしても、本来相談すべきところに案内することが当たり前ですが、総合的な受け皿のような基盤があれば良いという意見として受け止めたいと思います。

## 委員

- ・役場で総合的な相談をする場所は「総合案内所」ではないのか。

## 事務局

- ・「総合案内所」は、いわゆる庁舎内の場所を案内することが主となっています。住民票や戸籍を出してもらう「お客様カウンター」が、そこで何か相談を受けたときには担当者が来て手続きできるものはその場で対応するという本来の設置のあり方がありましたが、現在はそれが崩れてきており、1階の仕事に特化している部分があるかもしれません。

## 委員

- ・支所は何でも対応してくれる。そういう意味で、本所も皆がすぐ受けってくれるようであればいい。
- ・総合窓口でそういう人がいてもいいのでは。そこに行けば、そこから担当者に連絡してもらう、そのようなことは是非必要。
- ・町民側も聞きたいことがあるときは役場に一本電話を入れては。そこである程度コミュニケーションを取る。いきなり行くと待ち時間もあるだろうし、それをなくすためにも事前に連絡を入れるなど、なるべく効率良くということも考えた方がいいと思う。

## 委員長

- ・行政の対応、同時に町民自体ももっと考えて行動しなければならぬという意見。他に何かあれば意見をいただく。

## 委員

- ・資料3（3ページ）の意見交換会には3種類あるが、「ミルクミーティング」と「町長とはなしませんか」は近年の実績が少ない。この2つを1つにして、両方の条件を併せて幅広く柔軟なものにした方がいいのでは。「

## 事務局

- ・町が主催するものが「ミルクミーティング」で、各団体が主催するのが「町長と話しませんか」、それだけの違いとなっています。なるべく色んな団体が利用しやすい制度が良いと思うので検討したいと思います。

## 委員

- ・自治基本条例第 19 条第 2 項に「町民は、まちづくりに必要な情報を議会及び行政に積極的に提供できるよう努めます。」とあるが、例えば、議会の委員会で何か案件を取り上げてもらう、あるいは、どこかの課で話をもんでもらい理事者に持って行ってもらうのか。提供した後、その意見はどのように扱われるのか。

#### 事務局

- ・自治基本条例は「理念条例」であり、今までも地方自治のあり方として、町民や町内会、各種団体の要望や意見を聞いて反映するというのが基本となっています。「町民」という書き方なので一個人というように感じますが、そういうものの意識を参画するというねらいのもと、その考え方を普遍的にひとりひとり持ちましようというのを憲章化したようなものです。行政や議会から、まちづくりに関して必要に応じておろします、町民の人もそういう情報があれば伝えましょう、という理念と考えてもらってよいと思います。

#### 委員

- ・第 8 章第 41 条の危機管理の取り組み例に「地域防災計画を策定します」とあるが、最近是想定しない災害が起きている。そういうものに対し、町民が知りたい意見、実際に災害にあった方の声などを第 19 条の部分で取り上げてくれば、災害のときに生きてくると思う。
- ・第 41 条の危機管理では、防災計画だけでなく、教育と訓練が必要では。他自治体では竜巻・大雪などで人命が奪われ、そういう自治体の取り組みが分かれば、それを町民に知らせる、あるいは訓練をするということが必要では。備えの教育を行っていくのもいい。
- ・行政に言われたから避難するのではなく、自分の命を守るのは自分で判断すべき。各地区に指定の避難所は自己判断のもとで避難できる体制となっているのか。

#### 事務局

- ・海岸地区は 3 地区全てに防災センターが完備されており、そこは避難勧告が出る数時間前に鍵を開けている状況です。
- ・防災計画は以前から作成されており、第●次・・・と改訂しています。今年度もまた、道の防災計画が大震災後に改訂されたことを受け、地震や大雨・大雪などにも踏み込み、いわゆる「減災」に力を入れたつくりとなる改訂を予定しています。

#### 委員長

- ・第 41 条危機管理では、がけ崩れが起きそうだったときに、その情報が町民から行政へ情報提供されれば、行政はすぐに知らせなければならない。第 19 条と第 41 条はいろんな絡みがあると思われる。

#### 委員

- ・第 8 章第 36 条の行政評価の制度検討はどの程度進んでいるのか。取り組み例では、制度構築に向け検討していますとなっているが、いつ頃を予定しているのか。第 37 条第 2 項では「行政は、総合計画、行政評価などを踏まえた予算を編成します。」とある。ということは早急に制度を構築してそれに基づき評価をし、来年度の予算へつなげていくかたちになるのではないかと思うが。
- ・行政評価の制度を構築したら、町民が参加して評価するのか。委員会をつくるのか。

#### 事務局

- ・行政としては、事業の実施した実績に伴う評価や精査をした中で、次年度の予算へ反映していくといった作業を毎年実施していますが、その中に、例えばパッケージとして町民の声が反映されるような行政評価制度は構築されていません。検討はされているけども仕組みはつくられていな

いという状況です。

#### **委員**

- ・議会については、行政に対する評価ではないのか。

#### **事務局**

- ・制度として予算があれば予算に対する決算は必ず行われ、その検証や予算のチェック、その中の事業、取組みのチェック・評価など、そういう分野で行われています。

#### **委員**

- ・何かを作るときに、若い人（中高生）の意見や視点はすごく大事だと思う。  
若い人が自治というものを身近に感じ、大人になったときに町内会などに関わっていきやすいと思う。そういった人たちにも目を向けて欲しい。
- ・若い人に何かテーマを与え、意見を発表するような取り組みは非常に面白い。
- ・普通に生活している人は自治基本条例があることをそれほど認識していない。まず条例があることを若い世代に知ってもらわないと始まらないのでは。20代の役場・J A・商工会などの人たちが集まり意見を出せるような場があれば、違う角度から意見が出てより良いのでは。

#### **委員長**

- ・出された意見がまとまり次第、もう1度会議を開き意見書の内容を確認したい。

#### **事務局**

- ・次回の日程については、改めて日程調整アンケートを実施し調整したいと思います。